

○専修大学ホームページ管理・運用規程

平成12年4月1日
制定

改正 平成13年4月1日
平成20年4月1日
平成22年4月1日
平成26年4月1日
平成28年2月18日

(目的)

第1条 この規程は、専修大学（以下「本学」という。）の諸機関並びに教員、大学院生及び学部学生が開設するホームページの管理・運用に関し必要な事項を定めることにより、ホームページを教育・研究に活用し、かつ、大学広報として有効に機能させることを目的とする。

(ネットワークの利用)

第2条 本学が開設するホームページのネットワークの利用については、専修大学インターネットドメイン(SID)運用細則の定めるところによる。

(ホームページの開設要件)

第3条 SIDにおけるホームページの開設は、本学のホームページのトップページに直接的又は間接的にリンクすることを要件とする。

(ホームページを開設するものの責務)

第4条 ホームページを開設するものは、開設するホームページの内容について一切の責任を負うものとする。

(運営委員会の設置)

第5条 第1条の目的を達成するため、理事長の下に、審議決定機関としてホームページ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の構成等)

第6条 運営委員会は、次の委員をもって構成し、理事長が任命する。この場合において、第2号及び第3号に規定する委員を任命するときは、あらかじめ、学長の意見を聴くものとする。

- (1) 法人役員 1人
- (2) 学部教員 各学部から1人
- (3) 大学院教員 1人

- (4) 教職課程協議会委員 1人
- (5) 全学カリキュラム協議会から選出された者 1人
- (6) 情報科学センター長
- (7) 事務計算センター長
- (8) 関係事務所管を代表する者 7人
- (9) 運営委員会の事務局長 1人

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の議長)

第7条 運営委員会に、議長2人を置き、理事長が任命する。

2 議長のうち1人は前条第1項第1号に規定する者とし、他の1人は同項第2号又は第3号に規定する者とする。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会の会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、必要に応じて、本学の教員又は職員に運営委員会が開催する会議への出席を求めることができる。

(ホームページの開設資格)

第9条 ホームページを開設することができるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育・研究機関
- (2) 管理・運営機関
- (3) 学術研究及び教育の目的を遂行する手段としてホームページを必要とする教員
- (4) 本学の大学院生及び学部学生
- (5) その他運営委員会が認めた者及び機関（各種委員会を含む。）

(ホームページの開設又は廃止の届出等)

第10条 ホームページを開設し、又は廃止しようとするものは、その開設又は廃止について、次のとおり開設（廃止）届を提出しなければならない。

- (1) 前条第1号、第2号及び第5号に規定するもの 運営委員会の事務局長
- (2) 前条第3号及び第4号に規定する者 情報科学センター

2 前項の規定にかかわらず、情報科学センターは、卒業、退職等により不要となったホームページについては、届出によらず廃止することができる。

(システム資源の利用)

第11条 第9条第1号及び第2号に規定するものが開設するホームページにあつては事務計算センターのシステム資源を利用し、同条第3号及び第4号に規定する者が開設するホームページにあつては情報科学センターのシステム資源を利用する。ただし、同条第5号に規定するものが開設するホームページにあつては、運営委員会が情報科学センター及び事務計算センターと協議してシステム資源の利用先を決定する。

(ユーザIDの申請等)

第12条 ホームページの開設に必要となるユーザIDは、ホームページを開設しようとするものが、前項に規定する利用区分に基づき、情報科学センター長又は事務計算センター長に申請するものとする。

2 ホームページを開設したものは、情報科学センター又は事務計算センターから交付されたユーザID及びパスワードの管理に責任を負うものとする。

(企画、管理・運用等)

第13条 ホームページのトップページなど、ホームページにおける全体構成の企画、管理・運用等は、運営委員会が情報科学センター及び事務計算センターと協議して行う。

(サーバーの管理)

第14条 オフィシャルホームページのサーバーの管理にあつては事務計算センターが、第9条第3号及び第4号に規定する者が開設したホームページのサーバーの管理にあつては情報科学センターが、それぞれ分担して行う。ただし、同条第5号に規定するものが開設したホームページの管理にあつては、運営委員会が情報科学センター及び事務計算センターと協議して決定する。

(コンテンツの管理・運用)

第15条 ホームページにおけるコンテンツの管理・運用は、第9条に規定するホームページを開設するものがこれを行う。

(遵守事項)

第16条 ホームページを開設するものは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) プライバシー、著作権等の法令に定める権利を侵害する行為
- (2) ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
- (3) 他人を詐取する行為
- (4) 営利を目的とした行為

(5) その他法令又は社会慣行に反する行為
(利用資格の停止等)

第17条 ホームページの内容が前条に規定する遵守事項に反したと判断される場合は、第9条第1号、第2号及び第5号に規定するものに対しては運営委員会が、同条第3号及び第4号に規定する者に対しては情報科学センター長がホームページの利用資格を一定期間停止し、若しくは取り消し、又は当該ホームページの抹消を命ずることができる。

(事務局)

第18条 運営委員会の事務局は、理事長室広報課が担当する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月18日から施行する。